



郡上市 結婚新生活支援補助金



●補助金額●



※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

●補助対象●

住居費及び引越し費用

- ・新居となる住宅の購入、建築費
- ・リフォーム費
- ・住宅の賃料、礼金、敷金、共益費、仲介手数料
(賃料・共益費は3ヶ月分が上限です)
- ・引越しにかかった費用

対象世帯、対象経費の要件については
裏のチェックシートをご確認ください



申請を希望される方は
事前にご確認ください

《お問い合わせ》

郡上市役所市長公室企画課



0575-67-1831



kikaku@city.gujo.lg.jp



郡上市HP

郡上市結婚新生活支援補助金対象 セルフチェックシート

以下の要件に当てはまる方は、補助対象となる可能性があります

項 目		☑															
対象世帯	令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に婚姻届を提出している	<input type="checkbox"/>															
	婚姻日時点の年齢が夫婦ともに 39 歳以下である	<input type="checkbox"/>															
	申請対象となる住居が郡上市内にある	<input type="checkbox"/>															
	夫婦ともに申請対象の住居に住民登録があり、同住居と一緒に居住している	<input type="checkbox"/>															
	夫婦の所得を合算した金額が 400 万円未満である	<input type="checkbox"/>															
	<table border="1"> <tr> <td>●所得金額 ※離職し申請時に無職で、離職票等がある場合は0円と記載</td> <td>①夫</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②妻</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>●奨学金返済額 ※所得証明書に対応する年の年間返済額</td> <td>③夫</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④妻</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>夫婦の所得額の合計(①+②-③-④)</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>		●所得金額 ※離職し申請時に無職で、離職票等がある場合は0円と記載	①夫	円		②妻	円	●奨学金返済額 ※所得証明書に対応する年の年間返済額	③夫	円		④妻	円	夫婦の所得額の合計(①+②-③-④)		円
	●所得金額 ※離職し申請時に無職で、離職票等がある場合は0円と記載		①夫	円													
			②妻	円													
	●奨学金返済額 ※所得証明書に対応する年の年間返済額		③夫	円													
		④妻	円														
夫婦の所得額の合計(①+②-③-④)		円															
(所得金額の確認方法)																	
○住民税を勤務先を通じて納付する方 ⇒市民税・県民税の決定・変更通知書の「総所得金額」 給与所得のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」でも確認できます。																	
○上記以外の方 ⇒市民税・県民税の納税通知書の総所得と他の所得(分離譲渡所得等)の合計																	
○所得額が不明な場合は、税務課で発行する所得証明書で確認いただけます。 (手数料 300 円)																	
夫婦ともに郡上市の市税・使用料等を滞納していない	<input type="checkbox"/>																
夫婦ともに 2 年以上市内に居住する意思がある	<input type="checkbox"/>																
郡上市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない	<input type="checkbox"/>																
過去に「結婚新生活支援補助金」を受けたことがない (他市町村での結婚新生活支援事業も含む)	<input type="checkbox"/>																
対象経費	住居費、引越し費用に対して他の公的補助を受けていない	<input type="checkbox"/>															
	住居取得やリフォーム、賃借に関する契約名義は夫婦のいずれかである	<input type="checkbox"/>															
	住宅取得やリフォームについて、婚姻前に取得・契約したものは、取得日、契約日が婚姻日から遡って 1 年以内である	<input type="checkbox"/>															
	費用の支払いは夫婦のいずれかである	<input type="checkbox"/>															